



調停100周年

法テラス八雲法律事務所 弁護士 塚本 恒
(函館弁護士会所属)



■裁判所では訴訟だけでなく調停も扱っていることはご存知でしょうか？離婚調停などで名前は聞いたことがある方も多いのではないかと思います。

■調停には、家庭裁判所で行われる家事調停と簡易裁判所で行われる民事調停があります。家庭に関する事柄が家事調停、その他一般の事柄が民事調停という振り分けになっています。家庭裁判所の出張所も簡易裁判所も、どちらも全国津々浦々にあり利用しやすいのも特徴です。地方裁判所となると函館まで行かなければなりません。家庭裁判所と簡易裁判所であれば八雲町にそれぞれの機関があります。

■どちらの調停も調停委員が間に入って、交互に話しを聞いていって、話が進まれば調停が成立するという基本構造には変わりはありません。両者ともに成立した調停の内容は判決と同等の効力を持っており、約束どおりに支払われなければ強制執行もできます。また、両者ともに背後には調停委員からの報告を受けて指示を行っている裁判官がいるという点も共通です。申立書に記載する内容も簡単なものですし、手数料も安く、申立てのハードルは低いものとなっています。

■家事調停から紹介しますと、離婚調停や遺産分割調停が代表例です。特徴は家庭裁判所調査官という役割の人が関与することがあることで、心理学や教育学の専門家による調査結果が反映されるという特徴があります。民事調停は間口が広く、民事上の紛争でしたら何でも扱うことができます。

■今年日本では調停制度が始まってから100年となる節目の年となります。お悩み事の解決の手段として、一つ覚えておくことと有益ではないかと思えます。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

安全安心なまちづくりの日および全国地域安全運動が実施されます！

全国地域安全運動の実施

みんなで築こう、安全で安心な大地

- (1) 安全安心なまちづくりの日 10月11日(火)
- (2) 運動期間 10月11日(火)～20日(木)
- (3) 運動重点(全国統一) ・特殊詐欺の被害防止 ・子どもと女性の犯罪被害防止

10月11日(火)～20日(木) **全国地域安全運動**

子供と女性の犯罪被害防止

通学・通勤中の子供や女性に対する犯罪を防止するため、散歩や買物といった日常の活動の中で、子供や女性の安全に目を向けましょう。



メール・Twitterで防犯情報配信中！

～登録方法などは北海道警察ホームページをご確認ください。～

北海道警察

10月11日(火)～20日(木) **全国地域安全運動**

こんな電話は要注意！



「オレだけ急にお金が必要になった」

「還付金があるからATMに行って」

詐欺電話がきたら#9110

北海道警察

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110